

ごみしゅかり分別きゅちり資源へ！ Part ③

－ 4月からごみの分別が変わります－

金属の出し方

できるだけ任意の容器などに入れて出して下さい。

その場合は、「資源用容器」、「資源入れ」など任意の容器であることをわかりやすく大きく表示してください。

表示していない場合、容器として判断し回収しませんが、判断がしづらいと、収集効率が下がってしまいます。必ず表示をしてください。

金属製のバケツだけをそのまま出す場合は、資源として出されたものだとわかるように、透明または半透明のレジ袋などに入れて出して下さい。



包丁、カミソリなど先が鋭利で、けがをする可能性があるものを出す場合、紙などに包み、品名を表示して出してください。



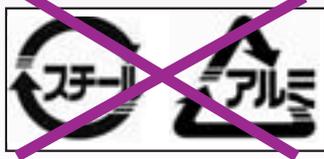
画びょう、釘、クリップ、ホチキスの針、ぬい針など細かいものを出す場合、紙などに包み、品名を表示し、こぼれないようにして出してください。

【金属で出せないもの】

◆ 空き缶や金属のふた

空き缶や金属のふたなどアルミマーク・スチールマークがついているものは、「資源ごみB（空き缶）」です。

↓「資源ごみB」収集日に出してください。



◆ 一辺の長さが50cm以上のものは、「粗大ごみ」です。



◆ 次のものは「金属」では出せません。

スプレー缶、鉄アレイ、ジャッキ、金属製タイヤチェーン、アイロン、ミシンなど

【金属を出すポイント】

プラスチックや木製のものが付いている場合は、分解して、金属以外のものが付いていなければ、「金属」で出すことができます。

↓ 外したプラスチックは硬質プラスチック以外のものをすべて取り外すことで、「硬質プラスチック」で出すことができます。外した木製のものは「燃やせるごみ」で出してください。

分解できない場合は「燃やせないごみ」で出してください。

家庭から出されるごみの量は、平成17年度に増加したものの、皆さんの協力により、平成18年度には減少しています。しかし、最も減量した平成16年度と比較するとまだ増加している状況にあります。ごみの減量と分別に協力をお願いします。

今回は、分別方法が変更される、カップなどの「軟質プラスチック製品」や、ビデオテープなどの「磁気媒体など」についてお知らせします。

ごみしゅかり分別
きゅちり資源へ！

意見をお寄せください!!

羽村市障害福祉計画（案）

募集期間 2月1日(木)～3月4日(日)午後5時(必着)

平成18年4月に施行された障害者自立支援法は、障害種類別の福祉サービスの一元化、施策・事業体系の再編、利用者負担の見直し、地域生活支援事業の創設など、新たな障害福祉の体系を整備し、障害のある方の、地域での自立した生活を支援する体制をより充実させていくことを目的としています。

また、計画的なサービス提供体制の整備・推進を図るため、市町村には障害福祉計画の策定を義務付けました。この計画には、各サービスの見込量や見込量確保の方策、サービスの必要量に合わせた基盤整備などを盛り込むこととなっています。

こうしたことから、市では新たに「羽村市障害福祉計画」を策定します。関係団体の代表者や市民公募委員などで構成する「羽村市障害福祉計画審議会」の意見をお聞きし、「羽村市障害福祉計画（案）」をまとめました。

皆さんの意見をお寄せください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係

提出先 羽村市福祉健康部障害福祉課障害福祉係

〒2005-1860-1 (住所記載不要)

FAX 554-12921

✉s301100@city.hamura.tokyo.jp

意見応募対象

1 市内在住・在勤・在学の方

2 その他施策などに利害関係を有する方

提出方法

様式 自由

方法 案件名および必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ

※電話での受け付けはできません。

注意

□住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は対象になりません。

□提出していただいた内容は、個人情報を除き公表します。

□案件に対する賛否を問うものではありません。

□提出していただいた意見に対する個別の回答はできません。

□今後、受け付けた意見（整理・要約したもの）やそれらを考慮した結果を市ホームページなどで公表します。

■計画（案）の全文および提出に必要な事項は担当課窓口、市役所1階市政情報コーナー、市ホームページ

([http://www.city.hamura.tokyo.jp/p-comment.html](http://www.city.hamura.tokyo.jp/p-comment/))をご覧ください。

nt/p-comment.html)をご覧ください。

羽村市障害福祉計画（案）概要

計画の期間 第1期 平成18年度～20年度

障害福祉計画の理念

- ①障害者の自己決定と自己選択の尊重
- ②市町村を基本とする仕組みの統一と三障害制度の一元化
- ③地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備

基本目標

理念を実現するために4つの基本目標を設定し、サービス基盤を整備していきます。

基本目標1 訪問系サービスの充実

障害の種別にかかわらず、共通の制度のもとで障害のある方一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めます。

⇒「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」などの事業を展開。

基本目標2 日中活動系サービスの充実

就労のための訓練や介護を受けながら、社会とのつながりを持ち、さまざまな日中活動ができる場の確保や内容の充実に努めます。

⇒介護給付充実のための「生活介護」「児童デイサービス」「ショートステイ」、身体機能・生活機能向上のための「機能訓練」「生活訓練」、就労支援促進のための「就労移行支援」「就労継続支援」などの事業を展開。

基本目標3 地域生活移行の促進

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療との連携を進め、地域生活移行の促進に努めます。

⇒居住支援サービス充実のための「ケアホーム」「グループホーム」「施設入所支援」などの事業を展開。

基本目標4 地域生活支援の推進

新たな制度の地域生活支援事業を実施し、相談支援や移動・コミュニケーション支援などの充実を図るとともに、地域活動支援センターなどの活動と交流の場の充実に努めます。

⇒「相談支援の推進」、在宅での自立支援のための「日中一時支援」「訪問入浴サービス」「その他の日常生活または社会生活支援」、活動機会確保のための「地域活動支援センターの充実」などの事業を展開。

20歳代の方、選挙を手伝ってみませんか

若い方に選挙への関心を持っていただくよう、投票の立会人、投票・開票事務に従事する方を募集します。

【投票立会人募集】

期日前投票立会人

※次の期間のうち原則として1日単位

① 東京都知事選挙

3月23日(金)～4月7日(土)

② 羽村市議会議員選挙

4月16日(月)～21日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

報酬(日額) 1万4500円

会場 市役所分庁舎期日前投票所

投票日の投票立会人

① 東京都知事選挙

4月8日(日)

② 羽村市議会議員選挙

4月22日(日)

【投票・開票事務アルバイト募集】

投票事務

内容 投票所の受付事務など

勤務日時など

● 応募資格 20歳代で、羽村市の選挙人名簿に登録されている健康な方

時間 午前7時～午後8時

報酬(日額) 1万6500円

会場 市内投票所(10か所)

※午後8時以降、投票の終了に伴う事務処理あり。

① 東京都知事選挙

投票所準備 4月7日(土)午後1時～4時

投票事務 4月8日(日)午前6時30分～午後8時30分

午後8時30分

② 羽村市議会議員選挙

投票所準備 4月21日(土)午後1時～4時

投票事務 4月22日(日)午前6時30分～午後8時30分

午後8時30分

勤務場所 市内投票所(10か所)

開票事務

内容 開票所の投票用紙分類事務など

勤務日時など

① 東京都知事選挙

4月8日(日)午後8時～(2～3時間)

② 羽村市議会議員選挙

4月22日(日)午後8時～(2～3時間)

勤務場所 スポーツセンター

● 賃金(時給) 960円(夜間は割増)

※交通費の支給はありません。

● 応募資格 市内在住の20歳代で、健康な方

● 応募方法 2月21日(水)までに履歴書に必要事項を記入し、選挙管理委員会事務局へ

※期日前投票立会人を希望される方は、従事可能な日を履歴書に記入してください。

● 結果発表 選挙の上、3月上旬(予定)に、応募者全員に郵送でお知らせします。

※期日前投票立会人を希望される方は、従事いたたく日を調整してお知らせします。

問合せ 選挙管理委員会事務局

問合せ 選挙管理委員会事務局

◆統一地方選挙

東京都知事選挙

告示日 3月22日(木) 投票日 4月8日(日)

羽村市議会議員選挙

告示日 4月15日(日) 投票日 4月22日(日)

◆羽村市議会議員選挙立候補予定者説明会

日時 2月14日(水)午後2時～

会場 市役所分庁舎2階活動室

※出席者は一候補者につき2人以内

問合せ 選挙管理委員会事務局

第22回 女と男、ともに織りなすフォーラムinはむら

あした
楽しい未来をめざして
～いきいきと生きるのはあなたです～

男女共同参画社会の実現は明るい未来の鍵。「女だから、男だから」という理由だけで、自分のしたいことができなかつたり、あまりにもがんばりすぎていたり…。「いきいきと生きること」について一緒に考えてみましょう。

日時 2月17日(土)午後1時～4時
(午後0時30分開場)

会場 生涯学習センターゆとろぎ小ホール

第1部：基調講演

講師 マリ クリスティーヌさん
(異文化コミュニケーター)

第2部：パネルディスカッション

※直接会場へお越しください。

※一時保育は、電話またはファクスで受け付けています。

※手話通訳あり。

※詳しくは、広報はむら1月15日号をご覧ください。

※駐車場に限りがありますので、車の来場はなるべくご遠慮ください。

企画・運営 平成18年度女と男、ともに織りなすフォーラム実行委員会

問合せ 広域・協働推進課男女共同参画担当 (FAX 554-2921)



マリクリスティーヌさん

みんなで一緒に。ちょっとサイズのたしかな安心。

交通災害共済「ちょっと共済」に加入しましょう

東京都の全市町村が共同で運営する「ちょっと共済」は、住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故にあったときに見舞金を受けられる助け合いの制度です。この機会にぜひ加入してください。

予約受付 2月1日(木)～3月30日(金) (4月1日以降の途中加入もできます)

共済期間 平成19年4月1日(日)～平成20年3月31日(月)

加入できる方 ①市内在住で羽村市に住民登録・外国人登録をしている方／②①の方と生計を同じくする方で、就学のため都内の市町村以外に住んでいる方

会費 Aコース1,000円(見舞金最高額300万円)／Bコース500円(見舞金最高額150万円)

申込窓口 市役所内西多摩農協派出所、市役所各連絡所、西多摩農協(本・支店)、市内各金融機関

申込書など パンフレットと加入申込書は、広報はむら2月1日号と一緒に各家庭に配付します。

※上記の申込窓口にもパンフレットと加入申込書を用意してあります。

※パンフレットおよび加入申込書は電話またはインターネットから請求することもできます。

資料請求

☎ 03-3553-6000 (土・日曜日、祝日を除く午前10時～午後5時)

資料請求サイト <http://www.cho-kot.jp> (パソコン・携帯)

交通災害共済ホームページ <http://www.ctv-tokyo.or.jp/>

※平成19年4月1日現在、市内在住の小・中学生(国・私立を含む)の方は、市で一括してBコースに加入していますので、Bコースを希望する場合は加入手続きは不要です。Aコースへの変更を希望する方は、新たにBコースに入ることで、Aコースに変更することができます。

問合せ

- ちょっと共済の制度、加入に関すること
市民生活安全課交通・安全係
- 掛金の助成に関すること
高齢福祉介護課高齢福祉係、障害福祉課障害福祉係、社会福祉課庶務係

等級	交通災害の程度	見舞金額	
		Aコース	Bコース
1	死亡(交通災害を受けた日から1年以内)	300万円	150万円
2	重度の後遺障害(交通災害を受けた日から1年以内) ※1	200万円	100万円
3	入院日数90日以上 の傷害	45万円	30万円
4	入院日数60日以上 の傷害	30万円	20万円
5	入院日数30日以上 または実治療日数 100日以上 の傷害	22万円	15万円
6	入院日数20日以上 または実治療日数 50日以上 の傷害	15万円	10万円
7	入院日数10日以上 または実治療日数 25日以上 の傷害	12万円	8万円
8	実治療日数10日以上 の傷害	8万円	5万円
9	実治療日数5日以上 の傷害	5万円	3万円
10	実治療日数5日未満 の傷害	3万円	2万円

※1 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から3級までの障害に該当する場合

平成19年4月から70歳以上の方、障害のある方、生活保護を受けている方の交通災害共済(ちょっと共済)の加入は各自でお願いします

これまで市では、70歳以上の方、身体障害者手帳1～4級および東京都愛の手帳1～4度をお持ちの方、生活保護を受けている方に対して、一括加入を行ってきましたが、平成19年度からの加入は希望する方が各自で行っていただくことになります。

次の①から⑤の要件にすべてあてはまる方は、申請により加入掛金の助成(1人1口500円)を受けることができます。

- ①平成19年4月1日時点で市内に居住している方
- ②世帯の方全員が市民税非課税である方
- ③生活保護を受けていない方
- ④東京市町村総合事務組合が運営する平成19年度東京市町村民交通災害共済に加入し、掛金を支払った方

⑤その他、次のいずれかに該当する方

1. 世帯の方全員が65歳以上であること
2. 身体障害者手帳1級から4級、または東京都愛の手帳1度から4度の手帳の交付を受けている方(小・中学生は加入済)

手続きに必要なもの 交通災害共済の掛金を支払ったことを証明する書類、印鑑

※助成金振込先となる本人名義の銀行口座(郵便局を除く)の口座番号を控えてお越しく下さい。

申請窓口 高齢福祉介護課高齢福祉係、障害福祉課障害福祉係、市役所各連絡所

申請受付 2月1日(木)から

※詳しくは問い合わせてください(助成対象者かどうかの電話での問合せは受けられません)。